

確定申告シーズンがやってくる！今年のポイントをチェック！

●はじめての電子申告で4千円税額控除

今回初めて電子申告で確定申告書を提出する場合、**4,000円の税額控除**が受けられます。

具体的には、下記の手続が必要です。

- ★電子証明書を取得
(市区町村で住民基本台帳カードを取得するなど)
- ★ICカードリーダーを購入(2千円~6千円)
- ★開始届出書を提出(国税庁HPでできます)
- ★利用者識別番号を取得(国税庁HPでできます)

電子申告用ソフトは必要なく、国税庁HPにアクセスして入力すれば申告データが送信できます。(12月7日現在、2011年分確定申告用サイトは、まだ準備中です。)

●年金でも確定申告不要制度がスタート

年金所得者で公的年金等の収入が400万円以下で、かつ雑所得以外の所得が20万円以下の方は、確定申告が必要なくなります。年金で所得税を源泉徴収するので再計算は不要というわけです。源泉所得税は配偶者の有無や社会保険料で上下しますが、損していないか気になるところ。また確定申告で還付を受ける可能性もあるので、一応チェックされる方がいいのでは？

- ★生命保険料控除、地震保険料控除がある
 - ★扶養者がいるが扶養親族等申告書を出し忘れた
 - ★医療費控除の余地がある
- 株式の譲渡損を申告したい、不動産所得や給与所得がある方は、従来通り確定申告が必要です。

●投資関連税制の行方

◆上場株式等の配当、譲渡益課税

10% (所得税7% + 住民税3%) の軽減税率は2013年いっぱいまで延長されました。

◆日本版ISA (少額取引の非課税口座)

非課税口座内の株の譲渡益や配当が非課税となる制度。年間1人1口座、投資額は100万円までで、3年間で最大3口座、300万円まで投資可能。

2014年1月からスタート予定。

◆金地金の譲渡対価の支払調書

2012年以降の200万円超の金の譲渡については、取引業者が税務署へ報告することになります。

◆店頭デリバティブ取引等は総合課税→分離課税へ

2012年以降の差金等決済から「20% (同15% + 5%) 申告分離課税」となり、同種取引等との損益通算、損失の3年繰越控除が可能になります。



電子申告すると…?

■24時間提出できる!

通常は月曜日~金曜日の午前8時30分から午後9時ですが、確定申告時期(1月16日から3月15日まで)は24時間受付となります。税務署へ出向かず自宅で申告できるので、時間も節約に!

■添付書類の提出省略が可能

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称、支払金額等)を入力して送信するだけで、書類の提出や提示を省略できます。(但し、税務署から書類の提示を求められる場合に備え、自分で保管する必要あり。)

■還付金が早く入金に

電子申告なら還付金入金まで約3週間程度と、書面提出より早く入金されることに。



●扶養控除削減で実質増税か?

子ども手当の支給対象である15歳以下は扶養控除の対象となりませんが、子ども手当は廃止され所得制限付きの新児童手当になる見込み。支給額が減る上に扶養控除は戻らないとなれば、子育て世帯は実質負担増は必至です。

成年の扶養控除の廃止案も審議中で、増税方向であることは確実といえそうです。

扶養親族の種類	控除額
15歳以下	0
16歳以上18歳以下 又は 23歳以上69歳以下	38
19歳以上22歳以下	63
70歳以上(同居老親以外)	48
70歳以上(同居老親)	58

●うっかり申告もれにご注意!

◆雑所得、一時所得が20万円以下でも申告必要!?

申告不要の特例は、「年収2千万円以下のサラリーマンと年収400万円以下の年金所得者」のみ。事業、不動産所得などがある場合は、20万円以下でも確定申告が必要ですので、お忘れなく。

◆FXの申告もれにご注意

店頭取引では利益が出た場合「雑所得」として申告が必要で、所得税率は所得に応じて5%~40%まで。

くりっく365では「先物取引に係る雑所得等」として20%の分離課税申告で済みます。TOPIX先物や商品先物との損益通算が可能で、損失は3年間繰越控除もできます。

◆寄附金控除

大震災で寄付をされた方は例年になく多いはず。ふるさと納税などによる個人住民税の寄附金控除も確定申告でまとめてできます。